

会社法の改正に伴う会社法施行規則等の一部を改正する省令の公布

有限責任 あずさ監査法人 監査品質管理部

パートナー 和久 友子

マネジャー 坂本 幸寛

平成26年6月20日に成立し、同月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、また、企業結合に関する会計基準の改正等を踏まえ、平成26年11月25日より行われた意見募集を経て、平成27年2月6日、会社法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました。改正省令は、一部の規定を除き、改正法の施行の日(平成27年5月1日)より適用されます(改正省令附則1)。

併せて、法務省民事局参事官室より「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果」(以下「意見」という)が公表され、40通の意見が寄せられたこと並びに意見の概要及び意見に対する法務省の考え方が示されました。

改正案からの変更点としては、一部の経過措置のほかは、定義、参照条文等の形式的な変更のみとなっています。本稿では、会社法施行規則及び会社計算規則に関する主な項目、改正案からの変更点の概要及び意見募集の結果として示された法務省の考え方の概要を紹介します。なお、本文中の引用条文は改正後のものです。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- 本改正には、会社法の改正に伴い、新たに設けられる監査等委員会設置会社に係る規定の整備、社外取締役等に関する株主総会等参考書類、事業報告等に係る規律の改正、子会社等及び親会社等に係る規定の新設、多重代表訴訟等に係る規定の整備、内部統制システムの整備に係る規定の改正、特別支配株主の株式等売渡請求に係る規定の整備、「社外役員」等の定義規定の改正、ウェブ開示事項の拡大等が盛り込まれている。
- 施行時期は、原則として改正法の施行日(平成27年5月1日)から施行されるが、一定の経過措置が定められている。



わくともこ
和久 友子

有限責任 あずさ監査法人
監査品質管理部
パートナー



さかもと ゆきひろ
坂本 幸寛

有限責任 あずさ監査法人
監査品質管理部
マネジャー

関係諸法令の条文略記

法令	条文引用
会社法	法
会社法施行規則	施規
会社計算規則	計規

I はじめに

平成26年6月20日に成立し、同月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、また、企業結合に関する会計基準の改正等を踏まえ、平成26年11月25日より行われた意見募集を経て、平成27年2月6日、会社法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました。改正省令は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（平成27年5月1日）より適用されます（改正省令附則1）。

併せて、法務省民事局参事官室より「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果」（以下「意見」という）が公表され、40通の意見が寄せられたこと並びに意見の概要及び意見に対する法務省の考え方が示されました。

以下、本改正のうち、会社法施行規則及び会社計算規則に関する主な項目について、その概要を紹介します。

II 改正の概要

1. 監査等委員会設置会社に係る規定の整備等

改正法により株式会社の機関設計として新たに設けられる監査等委員会設置会社制度に関して、監査等委員会の議事録（施規110の3）及び業務の適正を確保するための体制（施規110の4）に関する規定が設けられました。

監査等委員会設置会社において、常勤の監査等委員は義務付けられていないものの、業務の適正を確保する体制を利用するという考え方により、公開会社の場合には、事業報告において、常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由を記載することとされています（施規121⑩イ）。なお、指名委員会等設置会社においても同様に、常勤の監査委員の選定の有無及びその理由を記載することとされています（施規121⑩ロ）。

また、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることができ（法342の2IV）、取締役の選任に関する議案を提

出する場合において、この規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要を株主総会参考書類に記載することとされています（施規74 I③）。

このほか、創立総会の議事録（施規16）、累積投票による設立時取締役の選任（施規18）、種類株主総会における取締役又は監査役の選任（施規19）、種類株式の内容（施規20）等、所要の規定の整備が行われています。

2. 内部統制システムの整備に係る規定の改正

いわゆる内部統制システムの整備に係る規定に関して、①改正法による「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」の整備の会社法への格上げ（法348Ⅲ④、362Ⅳ⑥等）に伴う見直し（施規98 I、100 I等）を行うとともに、②監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化等を図るための改正（施規98Ⅳ、100Ⅲ等）が行われました。いずれも現行規定を具体化するものです（図表1参照）。

大会社である取締役会設置会社の取締役は、内部統制システムの整備について決定しなければならないとされています（法362Ⅴ）、内部統制システムを整備しないという決定であってもこれに違反するわけではなく、取締役の善管注意義務（法330、民法644）に基づき、各社の状況に応じて判断すべきものとされています（意見第32.(9).⑳）。

このため、改正前の規定に基づく内部統制システムの整備についての決定を適切に行っている会社であれば、改正後も内部統制システムの整備についての決定義務に違反することはないとされます。これらの点も考慮して、本改正については、特段の経過措置を設けないこととされています（意見第32.(9).㉑）。

(1) 決議方法

この改正により、「企業集団の業務の適正を確保するための体制」（施規98 I⑤、100 I⑤、112 II⑤）について、新たに例示が規定されていますが、現行法制下において企業集団における業務の適正を確保するための体制が適切に構築されているのであれば追加の対応は不要であり、追加された事項に形式的に区分した決議をすることまでも求めるものではなく、実質的に当該事項について決議がされていればよいとしています（意見第32.(9).㉒）。

同様に、監査役等の使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項（施規98Ⅳ、100Ⅲ、110の4 I、112 I）についても、新たに規定された事項について形式的に区分した決議をすることまでも求めるものではなく、複数の事項をまとめて決議することも許容されるとしています（意見第32.(9).㉓）。

(2) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「企業集団における業務の適正を確保するための体制（施規98Ⅰ⑤、100Ⅰ⑤、110の4Ⅱ⑤、112Ⅱ⑤）」に掲げる体制は、企業集団全体の内部統制についての当該株式会社における体制であり、企業集団全体の内部統制についての当該株式会社における方針を定めること等が想定されています。また、当該方針は、企業集団を構成する子会社の業種、規模、重要性等を踏まえたものであり、「企業集団における業務の適正を確保するための体制」は、当該株式会社が企業集団を構成する子会社自体の体制について決議することを求めるものではないとしています（意見第32.（9）.③）。

なお、「親会社」との関係での企業集団における業務の適正を確保するための体制（施規98Ⅰ⑤、100Ⅰ⑤、110の4Ⅱ⑤、112Ⅱ⑤）については、現行の規律から変更はありません（意見第32.（9）.⑦）。

(3) 監査を支える体制に係る規定の充実・具体化

改正省令では、監査を支える体制に係る規定の充実・具体化として、「監査役等の使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項」、「監査役等への報告に関する体制」、「監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」及び「監査役等の監査費用の償還等の手続その他の監査費用の処理に係る方針」が規定されています（施規98Ⅳ、100Ⅲ、110の4Ⅰ、112Ⅰ）。

ここで、「監査役等の使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項」は、現行の「監査役等の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項」と共通の体制として定められることも多いことが想定されています（意見第32.（9）.⑨）。

また、「監査役等の監査費用の償還等の手続その他の監査費用

図表1 内部統制システム（法348Ⅲ④、362Ⅳ⑥、施規98Ⅰ・Ⅳ、100Ⅰ・Ⅲ等）

改正案	現行
① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	①（同左）
② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	②（同左）
③ 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	③（同左）
④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	④（同左）
⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	⑤（同左）
⑥ 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制 ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	⑦（同左）
⑧ ⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項	⑧（同左）
⑨ 監査役の⑦の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	（新設）
⑩ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制 イ 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制 ロ 当該会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制	⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑪ ⑩の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	（新設）
⑫ 会社の監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項	（新設）
⑬ その他会社の監査役等の監査が効率的に行われることを確保するための体制	⑩（同左）

の処理に係る方針」については、監査費用の処理についての監査役の予測可能性を高め、監査役の職務の円滑な執行に資すると考えられることから設けることとしたとしています（意見第3.2.(9)②）。

（4）内部統制システムの運用状況の概要の開示

改正省令では、事業報告において、内部統制システムの運用状況の概要を記載することとされています（施規118②）。この記載内容について、単に「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しているというだけの記載は、通常は、「運用状況の概要」の記載とは言い難いと考えられるとしています（意見第3.2.(11)①）。

また、その範囲として金融商品取引法上の内部統制報告書制度における財務報告に係る内部統制に限らないとしています（意見第3.2.(11).②）。

さらに、「運用状況の概要」は、客観的な運用状況を意味し、運用状況の評価の記載まで求めない（なお、運用状況の評価を記載することを妨げるものでもない）としています（意見第3.2.(11).③）。

経過措置については、施行日（平成27年5月1日）前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載等については、なお従前の例によるとされていることから（改正省令附則2Ⅵ）、平成27年4月期決算までは改正後の規定の適用はありません。それ以後の決算から改正後の規定が適用されることとなりますが、その際に記載する内部統制システムの運用状況は、改正法の施行日以後の

ものでよいとされます（改正省令附則2Ⅶ）。

3. 株主総会参考書類、事業報告及びその附属明細書に係る規律の改正

（1）社外取締役を置くことが相当でない理由の開示

改正省令では、社外取締役を置いていない一定の株式会社等が、取締役の選任議案を株主総会に提出する場合に、社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類に、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならないこととされました（施規74の2Ⅰ・Ⅱ）。ここで社外取締役を置くことが相当でない理由は、当該会社のその時点における事情に応じて記載しなければならないこと、社外監査役が2人以上あることのみをもって当該理由とすることはできないことが明示されています（同Ⅲ）。

事業年度の末日において社外取締役を置いていない一定の株式会社は、社外取締役を置くことが相当でない理由を当該事業年度に係る事業報告の内容としなければならないこととされています（施規124Ⅱ）。株主総会参考書類の記載と同様、社外取締役を置くことが相当でない理由は、会社の当該事業年度における事情に応じて記載等しなければならないこと、社外監査役が2人以上あることのみをもって当該理由とすることはできないことが明示されました（同Ⅲ）。

図表2は、改正法に基づく定時株主総会での説明も含め、社外取締役を置くことが相当でない理由の説明・開示義務の内

図表2 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明・開示義務の内容と留意点

	説明・開示義務の内容	留意点
定時株主総会での説明 (改正法 327 の 2)	当該事業年度に関する定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業年度末時点の状況で判断する。 ■ 株主からの質問がなくとも説明しなければならない。 ■ 経過措置はなく、施行日の定時株主総会から適用。
事業報告への記載 (施規 124 Ⅱ)	「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告の記載事項とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「相当でない理由」は、個々の株式会社の各事業年度における事情に応じて記載しなければならない。 ■ 社外監査役が2名以上あることをのみをもって「相当でない理由」とすることはできない。 ■ 経過措置あり(改正省令附則2Ⅵ、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告に改正後の規定を適用)。
株主総会参考書類への記載 (施規 74 の 2)	社外取締役の候補者を含まない取締役の選任議案を提出する場合、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会参考書類の記載とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「相当でない理由」は、個々の株式会社の当該時点における事情に応じて記載しなければならない。 ■ 社外監査役が2名以上あることをのみをもって「相当でない理由」とすることはできない。 ■ 経過措置あり(改正省令附則2Ⅴ、施行日前に招集の手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による)。

容とその留意点を示したものです。

経過措置に関しては、事業報告については、施行日（平成27年5月1日）以後に監査役の監査を受ける事業報告に適用されます（改正省令附則2Ⅵただし書）¹。監査役会設置会社においては、特定取締役（施規132Ⅳ）が監査役会の監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとしてとされているため（施規132Ⅱ）、施行日以後に特定取締役が監査役の監査報告の内容の通知を受ける場合には当該経過措置が適用されず、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告に記載等しなければならぬこととなります。この点、他の事業報告の内容に関する改正と経過措置が異なっており、留意が必要です。

また、株主総会参考書類については、施行日（平成27年5月1日）前に招集の手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類については、なお従前の例によります（改正省令附則2Ⅴ）。これは、改正省令の施行日前に改正前の施行規則の株主総会参考書類に係る規律を前提に株主総会の招集手続が開始された場合、改正後の新たな規律を適用すると、改めて招集手続をやり直すことが必要になる等、無用な混乱やコストを生じさせるため、そのような事態を生じさせないように設けられているものです。このため、「招集の手続が開始された」の意義は、そのような招集手続のやり直しが必要になってしまう時点、すなわち株主総会参考書類の記載事項が（取締役会設置会社においては取締役会の決議によって）決定された時点を目指すものとされています²。

（2）社外性要件の見直しに伴う社外取締役候補者に関する株主総会参考書類の記載事項の見直し等

改正法では、社外取締役等に期待される監査・監督機能の実効性を高める観点より、社外性要件が厳格化されています（法2⑮）、本改正に伴う社外取締役候補者に関する株主総会参考書類の記載事項の見直し（施規74Ⅳ⑥）、監査等委員会設置会社における監査等委員以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の内容の概要の記載（1. 参照）等、株主総会参考書類に係る規律について所要の改正が行われています（施規74、74の3、75、76等）。

経過措置については、施行日（平成27年5月1日）以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会に係る参考書類について、改正後の施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号の規定にかかわらず、なお従前の例によります（改正省令附則2Ⅱ）。監査等委員会設置会社に関する改正後の施行規則第74条の3第3項の規定の適用についても、所要

の読替え規定が適用されるなど同様に扱われ（改正省令附則2Ⅲ）、特定関係事業者については、改正後の規定（施行規則2Ⅲ⑱）にかかわらず、なお従前の例によります（改正省令附則2Ⅳ）。

それ以外のものについては、施行日（平成27年5月1日）前に招集の手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によります（改正省令附則2Ⅴ）。「招集の手続が開始された」の意義は、「（1）社外取締役を置くことが相当でない理由の開示」において説明したように、株主総会参考書類の記載事項が（取締役会設置会社においては取締役会の決議によって）決定された時点を目指すものとされています。

（3）内部統制システムの運用状況の概要の開示

2.（4）参照。

（4）親会社との間の利益相反取引の開示

当該会社とその親会社等との間の一定の利益相反取引について、次に掲げる事項を事業報告又は（会計監査人設置会社以外の会社については）その附属明細書の内容に追加しています（施規118⑤、128Ⅲ、計規112Ⅰただし書）。

- 当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）
- 当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及びその理由
- 社外取締役を置く会社において、取締役（会）の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

ここで、「当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項」については、具体的内容としてどのようなものを記載すべきかは、その趣旨及び取引の内容等に照らし、各社において適切に判断されるべきものであるとされています（意見第3.2.（11）⑬）。また、上記の取締役（会）の「判断及びその理由」については、開示の対象となる取引について、個別に又は取引の時点で判断をすることまで求めるものではなく、取引の類型ごとに包括的に判断し、また、当該判断の内容が記載された事業報告の承認をもって取締役会の判断とすることも許容されるとしています（第3.2.（11）⑨）。

さらに、当該事項は、子会社に少数株主が存しない場合も記載等が必要とされています。これは、個別注記表又は計算書類の附属明細書における関連当事者との取引に関する注記を前提として、取締役の判断及びその理由等の開示を求めるものであるところ、会社計算規則上、当該注記について完全親会社との取引であるからといって注記が不要であるとはさ

1. 改正案の段階では、「施行日以後に作成される事業報告」について適用するとしていましたが、「作成」の意味が不明確であるとの指摘を受け、今回公布された改正省令附則では「施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告」について適用すると変更されています（意見第3.2.（11）⑳）。

2. この点を明らかにするため、今回公布された改正省令附則における当該経過措置の文言が「施行日前に招集の手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による（改正省令附則2Ⅴ）」と変更されています（意見第3.2.（7）⑯）。

れていないこと(計規112参照)、上記の事項を開示することにより親会社等との間の取引条件の適正を確保し、子会社少数株主等の利益を保護しようとするものであること等を踏まえて、完全親会社との取引を含めて、事業報告又はその附属明細書における開示を要することとするものであるとしています(第32.(11)⑩)。

なお、当該事項については監査役等の意見が必要となります(施規129 I⑥等)。

(5) 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権の監査役等への付与等に伴う開示

改正法では、図表3のとおり、会計監査人の選解任等の議案の内容については、監査役等が決定権を有することとされ(会社法344 I、Ⅲ、399の2Ⅲ②)、会計監査人の選任に関する議案については、株主総会参考書類において、監査役等が当該候補者を会計監査人とした理由を、株主総会の参考書類に記載することとされています(施規77③)。一方、会計監査人の報酬

の決定権者の変更については見送られていますが、事業年度の末日において公開会社である場合には、当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬額について、監査役等が会計監査人の報酬の同意をした理由を記載することとされています(施規126②)。

報酬等について監査役等が同意をした理由として、各社の状況に応じた合理的な記載をすることでよいとされています。なお、各社の状況にもよりますが、過去の報酬実績、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」³等を参考に報酬を確認した旨の記載は、少なくともその一内容となり得るとしています(意見第32.(11).⑭)。

(6) その他の開示に関する改正

監査等委員会設置会社における常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由の記載の追加(1. 参照)、事業年度末日において多重代表訴訟の対象となる重要な子会社に関する事項の

図表3 会計監査人の選解任等に関する議案等および報酬等の決定

			監査役会設置会社	指名委員会等設置会社	監査等委員会設置会社 (新設)	
会計監査人の選解任等に関する議案等の決定	決定権限者	改正前	取締役(会) ※ 監査役(会)は同意権及び議案等の提案権を有するのみ(改正前会社法344)	監査委員会(法404Ⅱ②)	N/A	
		改正後	監査役(会)(改正後会社法344) ^(注1)	同上	監査等委員会(改正後会社法399の2Ⅲ②)	
	開示	改正前	株主総会参考書類: ■ 会計監査人の選解任等に関する議案を提出する場合、議案が監査役による請求(改正前会社法344Ⅱ・Ⅲ)によって提出されたものであるときはその旨(改正前施規81③) ■ 会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、解任又は不再任の理由を記載(改正前施規81②)			
		改正後	株主総会参考書類: ^(注2) ■ 会計監査人の選任に関する議案を提出する場合、監査役等が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由を記載(改正後施規77③) ■ 会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合、監査役等が議案の内容を決定した理由を記載(改正後施規81②)			
会計監査人の報酬等の決定	決定権限者	改正前	取締役 ※ 監査役(会)は同意権を有するのみ(法399条Ⅰ、Ⅱ)	取締役 ※ 監査委員会は同意権を有するのみ(法399Ⅰ、Ⅲ)	N/A	
		改正後	同上	同上	取締役 ※ 監査等委員会は同意権を有するのみ(法399Ⅰ、Ⅳ)	
	開示	改正前	なし			
		改正後	事業報告: ^(注3) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について、監査役等が会計監査人の報酬の同意をした理由を記載(改正後施規126②)			

(注1) 施行日(平成27年5月1日)前に会計監査人の選解任等に関する決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合の手続については、なお従前の例による(改正法附則15)。

(注2) 施行日前(平成27年5月1日)に招集の手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による(改正省令附則2Ⅴ)。

(注3) 施行日(平成27年5月1日)前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例による(改正省令附則2Ⅵ)。

追加（6. 参照）等、その他所要の改正が行われています（施規121、123、124等）。

4. 子会社等及び親会社等に係る規定の新設

改正法により新たに設けられる定義語である「子会社等」（法2条③の2）及び「親会社等」（法④の2）について、法務省令に委任された内容を定める規定（施規3の2）が新設されました。ここで現行の子会社又は親会社と、改正法における子会社等又は親会社等との関係を示すと、図表4のようになります。

5. 定義規定の改正

「社外役員」（施規2Ⅲ⑤）、「社外取締役候補者」（同⑦）、「社外監査役候補者」（同⑧）及び「特定関係事業者」（同⑱）の定義の見直しその他の所要の改正が行われています。

6. 多重代表訴訟に係る規定の整備

改正法では、親会社（持株会社）による子会社等の監督が不十分なため、子会社等の不祥事や業績の悪化がグループ経営に悪影響を及ぼし、親会社の株式価値を毀損するような事態が懸念されることから、親会社の株主を保護する観点より、

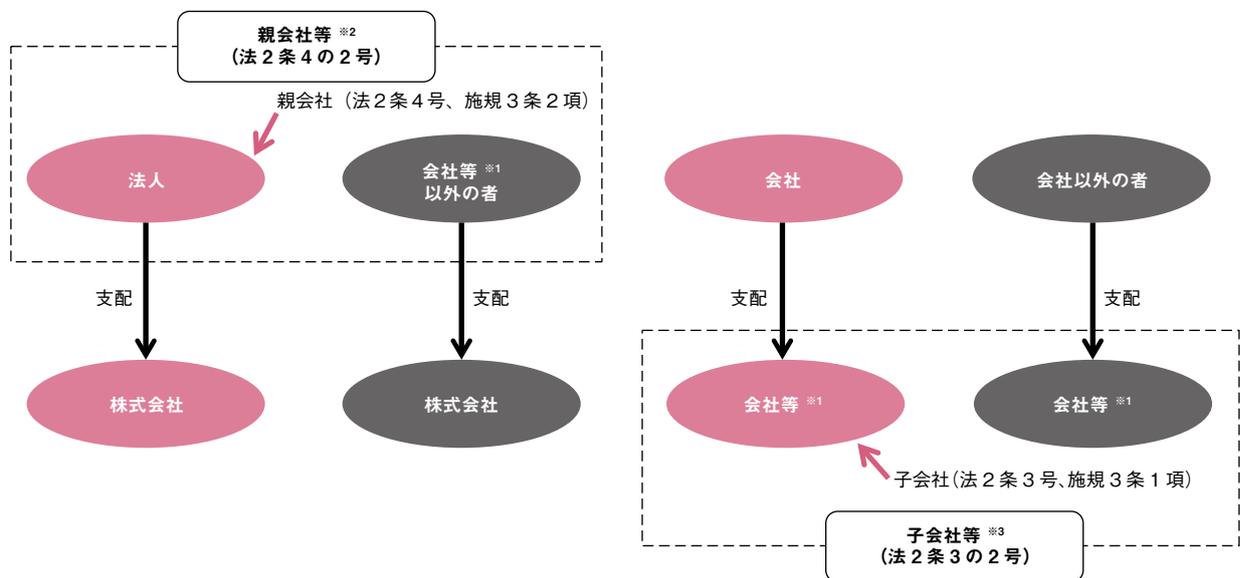
旧株主による責任追及の訴え及びいわゆる多重代表訴訟制度が新設されました（法847の2、847の3）。当改正に伴い、提起請求の方法（施規218の2、218の5）及び不提起理由の通知方法（施規218の4、218の7）を定める規定を設けるほか、所要の規定の整備が行われています（施規113、218の3、218の6等）。

なお、事業年度の末日において多重代表訴訟の対象となる重要な子会社（特定完全子会社）がある場合には、当該特定完全子会社の名称及び住所、会社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額、会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額について、事業報告に記載することとされています（施規118④）。

7. 特別支配株主の株式等売渡請求等に係る規定の整備

意思決定の迅速化、柔軟な経営の実現、株主管理コストの削減等を目的として、改正法において、特別支配株主の株式等売渡請求制度、いわゆるキャッシュ・アウト（現金を対価とする少数株主の株式会社からの排除）が新設されました（法179以下）。この制度において排除される少数株主の利益に配慮して、株式等売渡請求に際して特別支配株主が定めるべき事項（施規33の5）並びに対象会社の事前開示事項（施規33の

図表4 改正法における子会社等又は親会社等との関係



※1 会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体。

※2 親会社等は、親会社（会社等）に加え、ある者（会社等以外の者）が会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者（施規3の2Ⅱ）とされている。

※3 子会社等は、会社に加え、会社以外の者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等（施規3の2Ⅰ）とされている。

3. 日本監査役協会は、平成27年3月上旬を目途に「会計監査人の選解任議案の決定権に関する監査役への対応指針」を公表するとしています（公益社団法人日本監査役協会事務局「監査役監査基準等の今後の改定スケジュールについて」（平成27年1月23日）<http://www.kansa.or.jp/news/ns150123.pdf>）。

7)及び事後開示事項（施規33の8）を定める規定を設けるほか、所要の規定の整備が行われています（施規22、33の4、33の6、35等）。なお、この制度に対しては、国会審議において、売渡株主の保有する株式が、特別支配株主が対価を支払っていなかったとしても特別支配株主が定めた取得日に移転することとされていることから、売渡株主に同時履行の抗弁権が奪わ

れるなど、売渡株主の権利が大幅に制限される正当性が明らかでないとの指摘がなされたことを踏まえ、対象会社の事前開示事項に株式売渡対価の交付の見込みに関する事項（当該見込みに関する対象会社の取締役の判断及びその理由を含む）が含まれています（施規33の7②）。

また、全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合に係

図表5 ウェブ開示事項の拡大

	ウェブ開示の対象となる事項	ウェブ開示の対象とならない事項
株主総会参考書類（会社法施行規則 94 条）	右記の事項以外の記載事項（提案の理由、株主の議決権の行使について参考となると認める事項等）	議案 社外取締役を置くことが相当でない理由 新設 株主総会参考書類に記載することとする事業報告の記載事項のうち、ウェブ開示の対象とならない事項 ウェブ開示を行うホームページの URL 監査役等がウェブ開示を行うことに異議を述べている事項
事業報告	右記の事項以外の株式会社の現況に関する重要な事項（主要な事業内容、主要な営業所等の状況、主要な借入先及び借入額、直前3事業年度の財産等の状況 追加） 右記以外の会社役員に関する重要な事項（辞任した会社役員等に関する事項、会社役員の重要な兼職の状況、監査役等が財務及び会計に関する知見を有しているときは、その事実 追加、常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無及びその理由 新設） 右記以外の株式に関する重要な事項 追加 右記以外の新株予約権に関する重要な事項 追加 右記以外の社外役員に関する重要な事項 株式会社の状況に関する重要な事項 業務の適正を確保するための体制についての決定等の内容の概要 会社を支配する者の在り方に関する基本方針 会計監査人に関する事項	（株式会社の現況に関する事項） 主要な事業内容 削除 主要な営業所等の状況 削除 主要な借入先及び借入額 削除 事業の経過及びその成果 資金調達、合併等についての状況 直前3事業年度の財産等の状況 削除 重要な親会社及び子会社の状況 対処すべき課題 （会社役員に関する事項） 会社役員の氏名、地位及び担当 会社役員との責任限定契約の内容の概要 新設 会社役員の報酬等に関する事項 監査役等が財務及び会計に関する知見を有しているときは、その事実 削除 （株式に関する事項） 上位10名の株主の氏名等 削除 （新株予約権に関する事項） 役員等の新株予約権の保有状況 削除 監査役等がウェブ開示を行うことに異議を述べている事項 （社外役員に関する事項） 社外取締役を置くことが相当でない理由 新設
計算書類	株主資本等変動計算書 追加 個別注記表	株主資本等変動計算書又は個別注記表以外のもの 削除
連結計算書類	すべてのもの	

る規律の改正（法171の2、173の2、182の2、182の6等）に関して、事前開示事項（施規33の2、33の9）及び事後開示（施規33の3、33の10）を定める規定を設けるほか、所要の規定の整備が行われています（施規85の2、85の3等）。

8. ウェブ開示事項の拡大

改正省令では、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に係るウェブ開示によるみなし提供事項の拡大を行っています（施規94 I、133 III、計規133 IV）。これは、平成25年12月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）において決定された「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」において、当該事項を拡大する方向で検討を進めることとされたことを受けたものとされています（意見第32.(8)①）。他方で、たとえば、当該事業年度における事業の経過及びその成果等の類型的に株主の関心が特に高いと考えられる事項等については、現行規則の規律を維持することとされています（図表5参照）。

また、ウェブ開示によるみなし提供事項以外の事項についてもウェブに掲載することを妨げるものではないことの確認的規定が設けられています（施規94 III、133 VII、計規133 VIII）。これは、現在の実務において、ウェブ開示によるみなし提供事項とされていてもウェブ開示が行われていない事項が多く、主に個別注記表又は連結注記表に表示すべき事項についてのみ、その他の事項とは別のファイルでウェブ開示が行われるのが一般的であり、このような状況に対し、情報の一覧性がなく不便であるとの指摘があったことを踏まえたものとされています（意見第32.(8)⑤）。

なお、このウェブ開示事項に関する改正についての経過措置はなく、改正省令の施行日（平成27年5月1日）から適用されます（意見第32.(8)③、④、3(2)②）。

9. 企業結合会計基準等の改正に伴う規定の整備

企業会計基準委員会による企業結合に関する会計基準（平成25年9月13日 改正企業会計基準第21号）その他の会計基準等の改正に伴い、以下のとおり、関連規定の整備を行うほか、所要の改正が行われました（計規2等）。

(1) 計算書類及び連結計算書類における表示に係る整備

企業結合に関する会計基準において、連結貸借対照表の表示科目の名称変更がされたこと、連結損益計算書の当期純利益に非支配株主に帰属する部分も含めることとされたこと等を踏まえ、会社計算規則の規定が整備されています（計規76、93、94、96 II、VIII、102、113）。

(2) 株主資本等変動計算書における暫定的な会計処理の確定に係る整備

企業結合年度の翌年度に暫定的な会計処理の確定を行い、企業結合年度の翌年度のみが表示が行われる場合には、株主資本等変動計算書において、期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載することとされたことを踏まえ、会社計算規則の株主資本等変動計算書の表示に関する規定が改正されています（計規96 VII）。

III 施行時期及び経過措置

改正省令は、図表6の改正事項を除き、改正法の施行日（平成27年5月1日）から施行されます（改正省令附則1）。

図表6 施行時期の例外

規定	施行日
企業結合に関する会計基準等の改正に伴う改正（計規76 I、93 I、94、96 II・VII・VIII、102 I、113の改正規定）	公布の日（平成27年2月6日）
税理士法施行規則の改正に伴う改正（施規103 IIの改正規定）	平成27年4月1日

また、経過措置については、図表7のとおりとなっています（原案からの変更箇所は下線部）。

図表7 経過措置

項目		経過措置
会社法施行規則関係	株主総会参考書類に係る改正	<p>■ 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会に係る株主総会参考書類について、</p> <p>① 改正後の会社法施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号の規定にかかわらず、なお従前の例による（改正省令附則2Ⅱ）。</p> <p>② 改正後の会社法施行規則第74条の3第3項の規定の適用については、同項中「他の者」とあるのは「他の会社」と、「子会社等」とあるのは「子会社」とする。この場合において、同項第1号の規定は、適用しない（改正省令附則2Ⅲ）。</p> <p>③ その記載に係る特定関係事業者については、改正後の会社法施行規則第2条第3項第19号の規定にかかわらず、なお従前の例による（改正省令附則2Ⅳ）。</p> <p>■ 上記のほか、施行日前に招集の手続が開始※された株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による（改正省令附則2Ⅴ）。</p> <p>※ 株主総会参考書類の記載事項が（取締役会設置会社においては取締役会の決議によって）決定された時点を指す。</p>
	事業報告及びその附属明細書に係る改正	<p>■ 施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告及びその附属明細書の記載又は記録については、なお従前の例による。</p> <p>ただし、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告については、改正後の会社法施行規則第124条第2項及び第3項の規定（社外取締役を置くことが相当でない理由）を適用する（改正省令附則2Ⅵ）。</p> <p>■ 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式会社の事業報告に係る改正後の会社法施行規則第118条第2号の規定（内部統制システムの運用状況の概要）の適用については、同号中「運用状況」とあるのは、「運用状況（会社法の一部を改正する法律の施行の日以後のものに限る。）」とする（改正省令附則2Ⅶ）。</p> <p>■ 上記の事業報告及びその附属明細書に係る改正後の会社法施行規則第118条第5号及び第128条第3項の規定（利益相反取引）の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは、「含み、会社法の一部を改正する法律の施行の日以後にされたものに限る」とする（改正省令附則2Ⅷ）。</p>
会社計算規則関係	連結計算書類における表示に係る改正	平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による（改正省令附則3Ⅰ）。
	株主資本等変動計算書における暫定的な会計処理の確定に係る改正	平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係るものについては、同項の規定を適用することができる（改正省令附則3Ⅱ）。

【参考情報】

「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（官報）

<http://kanpou.npb.go.jp/20150206/20150206g00028/20150206g000280000f.html>

「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」（法務省ウェブサイト）

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=P_CMMSTDETAIL&id=300080119&Mode=2

「会社法の一部を改正する法律等の成立」

<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/accounting-financial-topics/pages/companies-act-20140715.aspx>

【バックナンバー】

「会社法の一部を改正する法律等の成立」
 (KPMG Insight Vol.7/Jul 2014)
 「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正案の意見募集」
 (KPMG Insight Vol.10/Jan 2015)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
 TEL: 03-3266-7503 (代表番号)

パートナー 和久 友子
 tomoko.waku@jp.kpmg.com

マネジャー 坂本 幸寛
 Yukihiro.sakamoto@jp.kpmg.com

会社法決算の実務 (第9版)



2014年3月刊
 【著】あずさ監査法人
 中央経済社

本書は、会社法に基づく決算制度を扱う書籍であり、企業の経理実務に役立つ手引書として、定時株主総会の招集通知、事業報告、計算書類・連結計算書類等の作成、監査報告および決算公告という一連の会社法決算実務について、会計専門家の立場から留意すべき重要ポイントを解説するとともに、上場企業の最新開示事例を厳選のうえ掲載し、事例解説を行っています。

第9版となる今回の改訂では、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のためのコーポレート・ガバナンス強化の流れの中で、上場会社等に対する社外取締役選任の事実上の義務付け、監査等委員会設置会社制度の創設、企業集団に係る内部統制の規定の充実・具体化等を含む平成26年会社法改正の概要、コーポレートガバナンス・コードの制定状況など、会社法決算に関連するトピックスについても取り扱っています。

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.